

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	三
○福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則	三
告 示	
○指定納付受託者から変更の届出があつた件	六
○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	六
○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	六
○県営土地改良事業計画を変更した件二件	六
○保安林の指定を解除する件	七
○保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	七
○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	七
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	七
○道路の区域を変更する件五件	九
○道路の供用を開始する件三件	九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	一〇
福 島 県 教 育 委 員 会	
○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	一〇
○福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	一〇
○福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	一〇
○高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件の一部を改正する件	一〇

規 則

福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第六号

福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

福島県消防学校教育訓練規則（昭和四十一年福島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「推薦書（第一号様式）に校長の定める健康診断書その他校長の」を「校長が別に」に改める。

第十一条中「第二号様式」を「第一号様式」に改める。

第十七条第一項中「第三号様式」を「第二号様式」に、「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第11条関係）

誓 約 書

年 月 日

福島県消防学校長

(※自筆)

氏 名

私は、このたび 教育 第 期 の学生として、福島県消防学校に入学するに際し、下記のことを誓います。

記

- 1 在学中は、関係法令及び関係諸規程の定めに従い、誠実にそれを守ること。
- 2 在学中は、消防の職責及び学生としての本分を自覚し、礼節を守り、常に自主的かつ積極的に勉学及び修練に努めること。
- 3 在学中は、一意専心消防に関する知識及び技術の習得並びに気力及び体力の練成に努めること。

第二号様式を削り、第三号様式中「オ」を削り、第四号様式に「カ」を
に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

「

第3号様式（第17条関係）

第 号

修 了 証 書

第 期

教育（科・課程）

氏 名

本校の頭書の教育課程を修了したことを証します。

年 月 日

福島県消防学校長 氏名



第四号様式を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(消防保安課)

告 示

福島県告示第百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二に規定する寄附金の納付事務に係る指定納付受託者から次のとおり変更の届出があった。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 二 変更事項
事務所の所在地
(変更前) 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号
(変更後) 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

(税 務 課)

福島県告示第百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
田村市滝根町菅谷字平木内四十二番一の一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壤含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有害物質(土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類
1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定を解除する区域
河沼郡会津坂下町字逆水四十六、四十七、四十八及び五十番の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壤含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有害物質(土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類
1 土壤溶出量基準に適合しなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
2 土壤含有量基準に適合しなかった特定有害物質の種類
なし
- 三 講じられた実施措置
土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壤の掘削除去
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、大窪地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年二月二十一日から(二十日間)
同 年三月十一日まで

三 縦覧の場所
会津美里町役場及び会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により矢川原地区に係る農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年二月二十一日から

同 年三月十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、荒池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年二月二十一日から

同 年三月十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

大玉村役場

(農村計画課)

福島県告示第百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市小川町上平字前田四七の二、五九

保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

門馬 忠

二 通知の内容の要旨

1 保安林に指定したこと。

2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする件(令和六年福島県告示第十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木清好 熊谷壽文 新妻正喜 阿部友吉 阿部友重 遠藤シゲ 遠藤延弥 遠藤喜作 遠藤庄三郎 遠藤清八 遠藤竹松 遠藤寅之助 遠藤芳弥 遠藤國吉 駒木徳栄 根本幾太郎 根本藤吉 新妻重春 新妻勝治 新妻善勝 新妻善太郎 斉藤好太郎 大柳満 大和田喜重 大和田吉太郎 大和田久米雄 大和田能吉 大和田常吉 大和田鶴吉 大和田保治 渡辺伊三郎 渡辺伊織 渡辺吉次郎 渡辺留吉 内藤直治 片寄亀吉 片寄軍次郎 片寄秀次 片寄甚三 片寄文治 片寄留吉 片寄與四松

野木留次郎 鈴木信次郎 條崎清三郎 草野キエ

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和六年福島県告示第十号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

大森茂八 渡部寅太郎 高橋久次右工門 藤田源長 高橋恒男 安部ヒロ子 中村愛子 五十嵐豊 安部仁衛 上杉正 安部仁栄 高橋久四郎 渡部彦次 高橋盛吉

二 瓶寛 高橋久之助 高橋三久馬 奈須千代志 安部常美 渡部清八 奈須惣作 高橋常作 高橋増尾 高橋伊八 渡部善吉 渡部小金吉 渡部倉吉 渡部マサ子 佐藤直記 高橋チイ 渡部四郎 高橋栄太郎 高橋信雄 渡部千加良 渡部千賀良 渡部栄次郎 渡部榮次郎 二瓶源次 奈須廣 奈須廣 高橋綱八 高橋康子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第千四百六十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字才鉢八二番二地先から同 市田人町石住字神山五七番一地先まで	変更前	A 九・三 五五・二	三三、一八〇・〇
		変更後	B 八・〇〇 一一六・〇	三三、〇六三・四
県道いわき市田人町石住字	いわき市田人町石住字才鉢八二番二地先から同 市田人町石住字神山五七番一地先まで	変更前	A 八・七 五六・九	三三、一八〇・〇
		変更後	A 四・〇〇 四・〇〇	二四八・一

（道路計画課）

福島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道才鉢前山線	いわき市田人町石住字才鉢二番三地先から同 市田人町石住字才鉢三八五番地先まで	変更前	A 四・〇〇 三九・七	二四八・一
		変更後	A 四・〇〇 四・〇〇	二四八・一

才鉢二二番二地先から 同 市田人町石住字 才鉢三八五番地先まで いわき市田人町石住字 才鉢七二番一地先から 同 市田人町石住字 才鉢二二番二地先まで	B 八・〇〇〇 一一五・五	三九・七 一、一七六・一
--	---------------------	-----------------

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先から 同 市小高区福岡字 大明神一五六番一地先 まで	変更前	A 五・二〇〇 四四・三	六、四三五・三
	南相馬市小高区角部内 字市ノ谷四三三番地先 から 同 市小高区福岡字 大明神一五七番一地先 まで	変更前	B 一一・五〇〇 六二・七	九二一・三
	南相馬市小高区井田川 字北新田四八九番三地 先から 同 市小高区蛭沢字 沼ノ入三九番一地先ま で	変更前	C 一一・五〇〇 一〇四・一	八〇三・二

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下山都	喜多方市山都町三津合 字塚田二九六番一地先	変更前	一五・〇〇〇 三三・〇	七二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下山都	喜多方市山都町三津合 字塚田二九六番一地先	変更前	一五・〇〇〇 三三・〇	七二〇・〇

線	から 同 市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先まで	変更後 一五・〇〇 三三・〇〇	七二〇・〇
---	---------------------------------------	-----------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道山都 柳津線	喜多方市山都町三津合 字塚田二八三番一地从 から 同 市山都町三津合 字桜壇四六番地先まで	変更前 七・八〇 一三・九〇 変更後 一一・二〇 一六・四〇		四八・〇 四八・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道才鉢前山線	いわき市田人町石住才鉢七二番 一地从先から 同 市田人町石住才鉢二二番 三地从先まで	令和六年二月二〇日

線	から 同 市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先まで	変更後 一五・〇〇 三三・〇〇	七二〇・〇
---	---------------------------------------	-----------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津坂下山都線	喜多方市山都町三津合字塚田二九 六番一地从先から 同 市山都町三津合字細田五一 六番三地从先まで	令和六年二月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道山都柳津線	喜多方市山都町三津合字塚田二八 三番一地从先から 同 市山都町三津合字桜壇四六 番地先まで	令和六年二月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第百三十号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年二月二十日

土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小出谷沢	双葉郡葛尾村大字葛尾字小出谷	土石流	次の図のとおり
野行川	同 郡同 村大字葛尾字野行	土石流	
野行沢	同 郡同 村大字葛尾字野行	土石流	
小出谷	同 郡同 村大字葛尾字小出谷	急傾斜地の崩壊	
野行	同 郡同 村大字葛尾字野行	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
小出谷沢	双葉郡葛尾村大字葛尾字小出谷	土石流	次の図のとおり
野行川	同 郡同 村大字葛尾字野行	土石流	
野行沢	同 郡同 村大字葛尾字野行	土石流	
小出谷	同 郡同 村大字葛尾字小出谷	急傾斜地の崩壊	
野行	同 郡同 村大字葛尾字野行	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県教育委員会

（砂 防 課）

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島高等学校の項を次のように改める。

福島県立福島高等学校	全日制 (単位制)	普通科	八四〇人	福島市
------------	--------------	-----	------	-----

別表第一福島県立福島明成高等学校の項中

生物生産科	二四〇人
生物工学科	四〇人

を

生物生産科 二四〇人 に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「四四〇人」

を「四〇〇人」に改め、同表福島県立伊達高等学校の項中

六八〇人	八〇人
------	-----

を

に改め、同表福島県立二本松実業高等学校の項中「四〇人」を「八〇

人」に、「二六〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「二四〇

人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立安積高等学校の項を次のように改める。

福島県立安積高等学校	全日制	普通科	八四〇人	郡山市
------------	-----	-----	------	-----

別表第一福島県立郡山商業高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表

福島県立須賀川創英館高等学校の項中

普通科	七二〇人
オフィス情報科	四〇人

を「普通科」

七二〇人

に改め、同表福島県立白河実業高等学校の項中「八〇人」を「四

〇人」に、「三三〇人」を「二八〇人」に、「二〇〇人」を「二六〇人」に、「四〇人」

を「八〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校の項中

文理科

一二〇人

に、「二四〇人」を「八〇人」に改め、同表福

文理科	八〇人
文理探求科	四〇人

島県立石川高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立田村高等

学校の項中

四四〇人
八〇人
四〇人

を

四〇〇人
四〇人
八〇人

に改め、同表福島県立船引高

等学校の項中「三六〇人」を「三三〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の項を次のように改める。

福島県立会津高等学校	全日制 (単位制)	普通科	七二〇人	会津若松市
------------	--------------	-----	------	-------

別表第一福島県立喜多方高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立会津農林高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に、「四〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立南会津高等学校の項中「三〇〇人」を「二五〇人」に、「二二〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立磐城高等学校の項を次のように改める。

福島県立磐城高等学校

全日制
(単位制)

普通科

八四〇人

いわき市

別表第一福島県立いわき湯本高等学校の項中「八〇〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立相馬総合高等学校の項を次のように改める。

福島県立相馬総合高等学校

全日制
(単位制)

総合学科

六〇〇人

相馬市

別表第一福島県立小高産業技術高等学校の項中

産業革新科 (ICT コース)	六〇人
産業革新科 (経済・金融 コース)	六〇人
流通ビジネス 科	一二〇人

を

産業革新科
(ICT
コース)

四〇人

産業革新科
(経済・金融
コース)

四〇人

産業革新科
(ビジネス
パイオニア
コース)

四〇人

流通ビジネス
科

八〇人

に改め、同表福島県立ふくしま新世高等学校の項中

「一六〇人」を「八〇人」に、「八〇人」を「二二〇人」に改める。

別表第二福島県立相馬農業高等学校校舎館校の項を削る。

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(高校教育課)

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島県立湖南高等学校」を「福島県立湖南高等学校 福島県立石川高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立富岡支援学校の項中「福島県立富岡支援学校」を「福島県立ふたば支援学校」に、「双葉郡富岡町」を「双葉郡檜葉町」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県教育委員会告示第一号

高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件（昭和四十一年福島県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

する。

令和六年二月二十日

表中「福島県立会津高等学校」を「福島県立会津高等学校 福島県立葵高等学校」に改める。

福島県教育委員会
(高校教育課)

